

**2023(令和 5)年度**

**自己点検・評価報告書**



## 2023（令和5）年度自己点検・評価報告書作成にあたって

2024（令和6）年6月27日

自己点検・評価委員会  
委員長 金 栄緑

熊本学園大学では、全学的な自己点検・評価制度に基づく点検・評価活動を毎年度実施することで、課題や問題を点検し改善に努めています。この自己点検・評価活動は、問題や課題を取り上げて改善に取り組むだけでなく、成果や結果を明らかにして長所をさらに伸ばしていくというもう一つの目的があります。また、大学は社会に対しての説明責任を果たすために、この結果を公表しております。

本学は2020（令和2）年度に、内部質保証推進委員会を設置して以降、自己点検・評価活動とその結果に基づく改善・向上のサイクルは着実に成果を上げています。2022（令和4）年度には、4度目となる公益財団法人大学基準協会の認証評価を受け、2023（令和5）年4月1日付で「大学基準」に適合していると認定されました。

なお、2022（令和4）年度から、①実施部局がすべての項目を包括的に点検すること、②作業の効率性を向上させ業務の負担を軽減することを通じて要点をより明確する試み、③自己点検・評価の結果を可視化するチャートの導入を柱とした新たな手法を取り入れました。今年度は、昨年度と同じ手法で実施する2年目となり、今までできなかった前年度との比較が可能となりました。

2023（令和5）年度の自己点検・評価は、前年度比で向上したのが4項目、横ばいまたは微減の項目は4項目、低下したのは2項目であり、全体的に概ね良好であると評価できると思います。特に「基準5 学生の受け入れ」は2.8から3.2に上昇し、13.6%の増加となりました。

また、「基準10 大学運営」は2.7から3.0に上昇し、29.3%の増加となりました。「基準5 学生の受け入れ」に関しては、『③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。』という点検項目に対して「概ね良好」の評価が大きく寄与しました。

一方「基準2 内部質保証」は2.8の評点で変化はありませんでした。大学の教学マネジメントのPDCAサイクルにおいて重要な役割を果たす「内部質保証」の改善が求められる課題であると思います。

自己点検と評価の作業において、計量可能なデータを用いた分析が有効であるためには、各実施部局および個々の関係者が大学の内部質保証に対する正しい理解を持ち、自己点検・評価に対して中立かつ客観的に取り組むことが必須条件です。自己点検は言葉通りに「自己」点検です。

最後に、今回の自己点検・評価には、2022（令和4）年度大学基準協会による認証評価の受審の際に指摘された「課題」に対する改善の取り組みと進捗状況の確認を含んでいます。

地方の私立大学を取り巻く厳しい環境のなか、本学の地域連携・貢献については、82年の歴史と10万人を超える卒業生が熊本の発展に寄与していると自負します。本報告書の内容をご高覧頂き、本学の活動に対して皆様の忌憚のないご意見を伺うことができれば幸いです。

#### 評定と評点について

##### 評定の基準

- S：大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、  
理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
- A：大学基準に照らして良好な状態にあり、  
理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
- B：大学基準に照らして軽度な問題があり、  
理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：大学基準に照らして重度な問題があり、  
理念・目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

評点は、各評定に、S=4、A=3、B=2、C=1の点数を設定

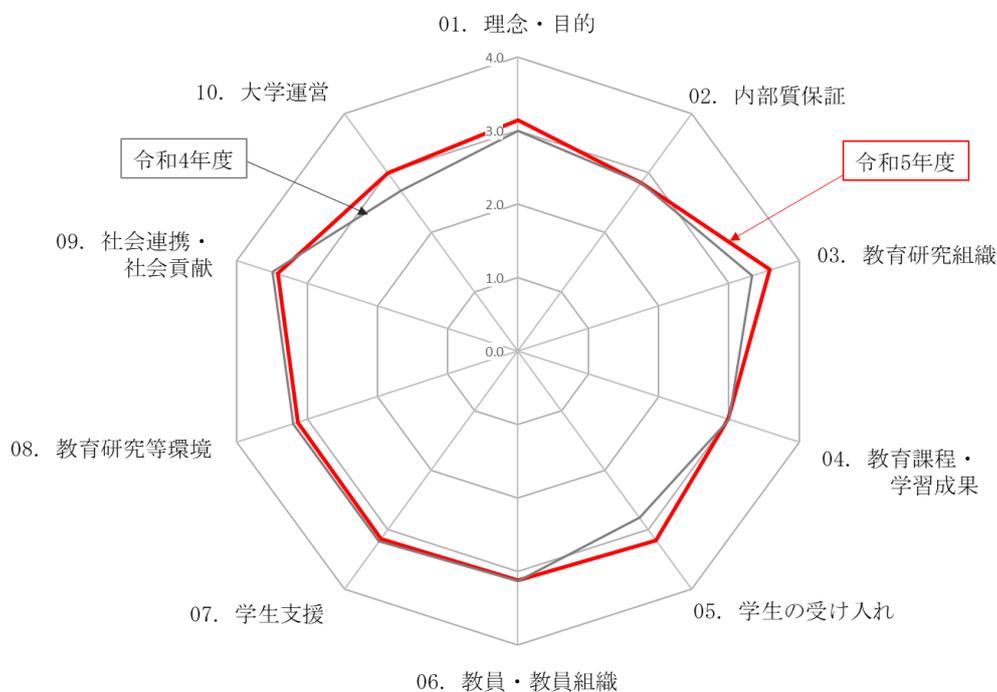
## 1. 熊本学園大学自己点検・評価総括

2023（令和5）年度の本学における自己点検・評価の結果は、概ね良好であると判断できる。評価の基準のA（3.0）は「大学の基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である」の評価であることから、評点3.0を「良好」である判断の基準とした場合、10の基準の中で、3.0を上回っている項目は、「基準1 理念・目的」「基準3 教育研究組織」「基準4 教育課程・学習成果」「基準5 学生の受け入れ」「基準6 教員・教員組織」「基準7 学生支援」「基準8 教育研究等環境」「基準9 社会連携・社会貢献」「基準10 大学運営」の9項目である。前年度の7項目より2つ増える結果となった。

前年度のB評価からA評価に改善した基準は、「基準5 学生の受け入れ」と「基準10 大学運営」である。前年度から大きく評価が下がった基準はないものの、教学マネジメントにおいて重要である「基準2 内部質保証」は2.8で前年度と同じ評価である点は課題である。

「基準5 学生の受け入れ」が、前年の2.8から3.2に、前年比で13.6%の上昇は、詳細評価項目③「適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか」の評価ポイントが上昇した結果であると判断できる。

熊本学園大学自己点検・評価可視化チャート



\*大学全体の評点は、実施32部局の平均

## 2. 基準ごとの概要

### 基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

【評定（評点）：A（3.1）】（前年 3.0）

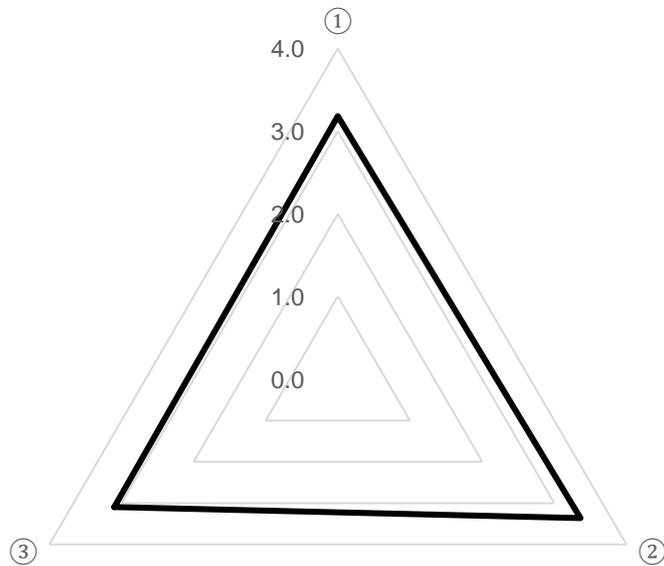
#### 【状況・概要】

- ・建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」に基づき、大学の目的及び使命を「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする」としている。例えば、社会福祉学部は「現代社会を取り巻き多様化する社会福祉、生活環境、さらに子育て支援などの課題に対応すべく、社会福祉の基礎的な知識・技術の習得の上に幅広い社会福祉の総合力を育成し、専門的な社会福祉領域の従事者・指導者の養成及び多様な職場・職種で社会福祉の専門能力を活用し地域社会に貢献できる人材の養成を目的とする」と設定している。大学院については「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与すること」、専門職大学院については「高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定めている。
- ・また、大学の理念・目的は学則又はこれに準ずる規則等に明示し、大学ホームページ、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。
- ・大学の理念・目的を実現していくため 2015（平成 27）年度に「学校法人熊本学園第 1 次中期経営計画」を策定、現在は第 2 次中期経営計画（2021～2025）が進行中である。

#### 【課題】

- ・大学基準協会の認証評価において、「各研究科で学位課程ごとの教育理念・目的を学則に定めていないため、改善が望まれる」との指摘を受け、内部質保証推進委員会より改善指示があった。
- ・今日の日本／地域社会の諸課題に対して、本学として魅力的な新たな取り組みを提示できているかという点では不十分であると感じる。

### 【評価チャート1】



- ①大学の理念・目的を踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ②学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

\*実施 12 部局の平均

## 基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）：B（2.8）】（前年2.8）

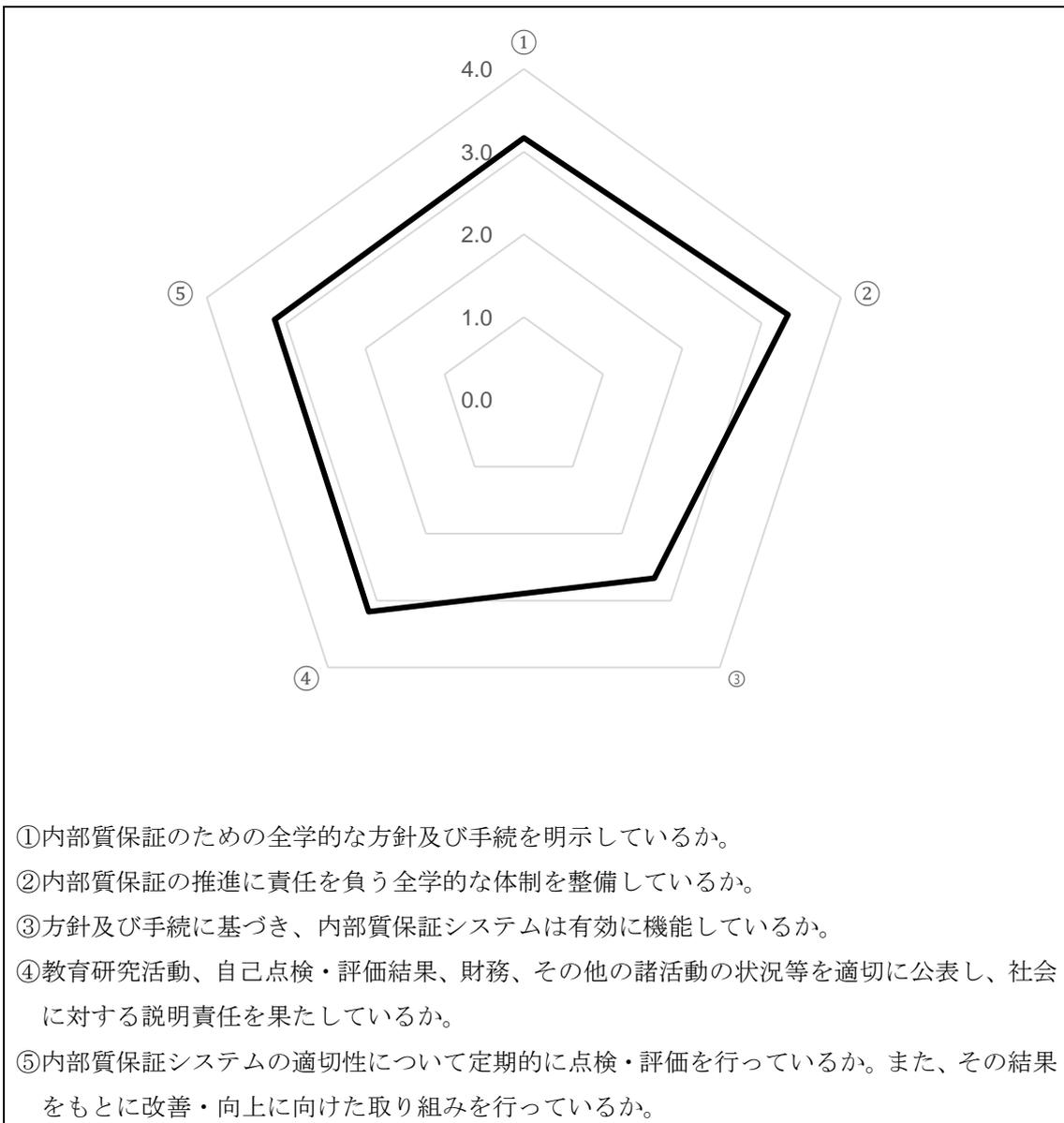
### 【状況・概要】

- ・「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」と「熊本学園大学内部質保証推進規程」を定め、内部質保証システムを構築している。
- ・内部質保証の手続については、同方針において、「各部局は、年度ごとの取組みについて、自己点検・評価を行う」「自己点検・評価委員会は、全学的な観点から、各部局の自己点検・評価結果を取りまとめ自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出する」「内部質保証推進委員会は、自己点検・評価報告書に基づき、年度ごとの取組みの有効性を検証し、改善が必要な事項については、学長より該当部局の長に改善の実施を指示する」「指示を受けた該当部局の長は、改善に向けた取組みとその結果を内部質保証推進委員会に報告する」「内部質保証推進委員会は、改善の実施について確認を行い、自己点検・評価報告書とともに改善結果を常任理事会に報告する」という一連のプロセスを明示している。
- ・内部質保証の為の全学的な方針、規程等を定めている。また、大学ホームページで公表を行っている。
- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、大学ホームページにおいて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

### 【課題】

- ・部局にて、改善を次の計画に反映させること、そして、実施することが内部質保証につながるという意識を深めてもらう必要がある。
- ・第2次中期経営計画の中間見直しで、取組として「内部質保証体制の再整備」をあげたが、その取組では、学長を中心とした教学マネジメント体制の再構築を図るとともに、教育力向上に係る各取組の位置付けを整理し、教学マネジメントの実効性を高める必要がある。
- ・IR関連データの活用に関するフィードバックが少なく、データ集計の改善移管する方策を立案しにくい。

【評価チャート2】



\*実施6部局の平均

### 基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

【評定（評点）：A（3.6）】（前年3.3）

#### 【状況・概要】

- ・大学の理念・目的に照らして、商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部第一部、社会福祉学部第二部の5学部11学科、商学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、社会福祉学研究科の4研究科5専攻及び専門職大学院の会計専門職研究科を設置している。
- ・附置研究所として「産業経営研究所」「海外事情研究所」「社会福祉研究所」を設置しているほか、「高度学術研究支援センター」の事業を行うプロジェクトの一環として、「水俣学研究センター」を組織している。このほかにも、「付属図書館」「体育施設センター」「e-キャンパスセンター」「教育センター」「インクルーシブ学生支援センター」「ボランティアセンター」等を置いている。
- ・毎年、担当各部局が作成する『自己点検・評価報告書』をもとに「内部質保証推進委員会」が取り組みの検証を行ったうえで、必要に応じて改善を指示している。該当部局では、改善・向上に向けて取り組み、改善指示を受けて取り組んだ事項について改善報告書を提出している。

例えば、3つの附置研究所と1つの研究センターは、各年度に一度、各機関の構成員による総会の席で前年度の事業報告を行い、各々の研究活動についての点検を実施している。また、その結果をのちの研究活動の改善に活かしている。また、高度学術研究プロジェクトは、毎年度、研究活動の進捗状況を大学に報告している。

#### 【課題】

- ・今日の日本の地域の諸課題に応じた学部・学科の在り方については再編を含めた検討が必要だと考える。
- ・現在、3つの附置研究所と1つの研究センターを設置しているが、経常的に運営経費の負担が大きくなっており、効率的な運営が求められている。

— チャート省略 —

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

\*実施13部局の平均

#### 基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

【評定（評点）：A（3.0）】（前年3.0）

##### 【状況・概要】

- ・建学の精神に基づき、大学全体の卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）を定め、各カリキュラムの特性に応じて教育を実施している。入学者受け入れの方針（AP）を含め、DP、CP、APの3つのポリシーは大学ホームページ、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。
- ・各学部は大学の理念・目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針と各年度に学長から出されるカリキュラム編成に関する方針に基づき、カリキュラム編成を行っている。また、カリキュラムの順次性・体系性を示すカリキュラムツリー・カリキュラムマップを履修要項に示し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。
- ・各学部は、卒業要件に必要な授業科目、単位数を学則に定め、各科目の授業方法や教育効果、学習時間等に応じた単位数を設定している。成績評価については、シラバスへの「成績評価方法・割合」の明記、「成績問い合わせ制度」によって客観性、厳格性を担保している。
- ・各学部は大学設置基準による単位制度の趣旨を踏まえ、学生の学びを活性化し主体的な学修を促すべく、シラバスに事前・事後学修（具体的な内容及びそれに必要な時間）の時間を明記し、各種アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証、年間履修単位の上限設定している。
- ・「授業評価アンケート」「学修成果に関するアンケート」「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」のほか、1年次と3年次に実施する「アセスメントテスト」などを通じて学生の学習成果を適切に把握及び評価している。経済学部では「学習成果レポート」によって学習成果を可視化している。
- ・教育課程及びその内容、方法の適切性については、各種アンケートの結果、自己点検・評価、FDなどを通して点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。
- ・単位の実質化については、シラバスの項目に「事前事後学修（具体的な内容及び必要な時間）」を設け、全ての科目担当者に具体的な時間数を記載することを求めている他、「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」による学修時間の確認と集計結果の検証を行っている。ただし、アンケートの分析とそれを踏まえた改革等については、

分析方法を検討しているところであるため、分析方法を確立し、その結果を活用して教育の充実を図ることが期待される。なお、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、大学院の教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築している。

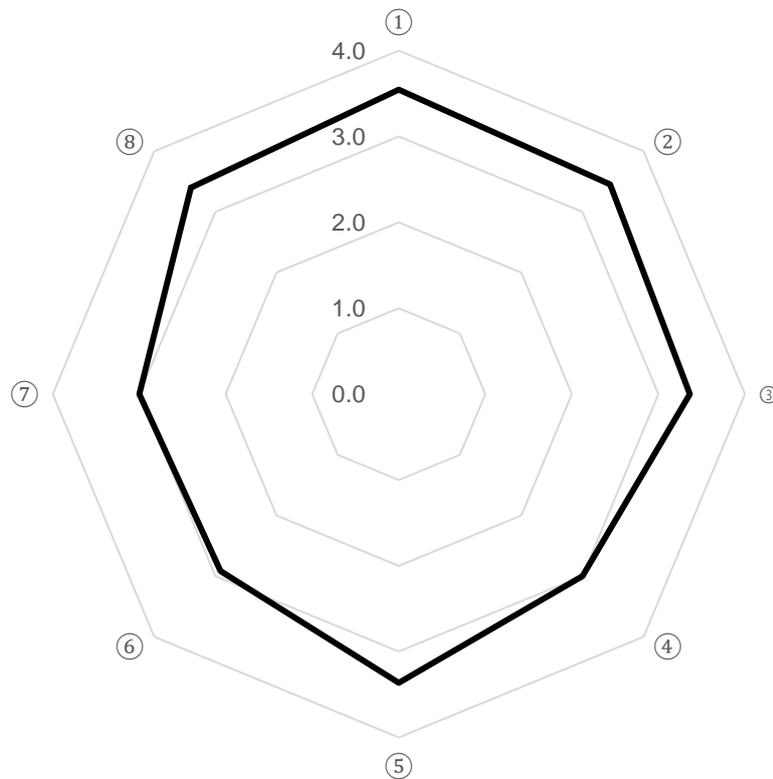
- ・成績評価については、シラバスへの「成績評価方法・割合」の明記、定期試験の厳格な実施、「成績問い合わせ制度」によって客観性、厳格性を担保している。
- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定を行うために、大学設置基準を満たすよう各授業科目の単位設定を行っている。また、授業時間および事前・事後学習の時間を十分に確保するよう、各授業科目のシラバスは執筆されている。編入学・転入学の場合の既修得単位の認定については、「熊本学園大学編入学に関する規程／転入学に関する規程」にもとづいた単位認定を行っている。成績評価の基準についてはシラバスに明記されている。なお、成績評価は半期ごとに学生へ通知される。その際、評価に疑問がある学生は一定の期間(約1週間)とルールに従って、問い合わせが可能である。卒業・修了要件は『履修要項』等で明示している。
- ・教育課程の適切性の点検・評価は、学習成果に関する取り組みについて、「学部長会」において実施に関する検討を行い、教学 IR を担当する「ICT 統括室」を中心に結果について集計・分析し、結果の活用について学部 FD で各教員に説明している。
- ・学位論文審査については、責任体制及び手続き等が、熊本学園大学学位規則第3章(修士)及び第4章(博士)に定められており、学位授与までのプロセスや論文審査基準が「大学院学生便覧」に明示され、それぞれ公表されている。成績評価、単位認定はこれらに沿って行われている。なお、令和5年度は経済学研究科では修士課程、博士後期課程とも修了者(学位論文提出者)はいなかった。
- ・研究科学位課程ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行っている。令和4年度の大学基準協会の認証評価において、「学位授与方針に明示した学習成果をそれに対応した測定方法をもって多角的に把握・評価できていないため、改善が求められる」との指摘を受けた。
- ・授業評価アンケートを元に、各担当教員が見直しを行っている。また4年ごとにカリキュラムの見直し、点検を行っている。
- ・会計専門職研究科では、「熊本学園大学専門職大学院アドバイザー・ボードに関する規程」に基づき、教育課程連携協議会を設置し、学期ごとに開催している。
- ・会計専門職研究科では、丁寧な履修指導を実施している。履修指導は、全体的に説明を行う「ガイダンス」と個別に面談方式で行う「履修相談」とに分かれる。入学時及び進級時にガイダンスを開催し、学生の意識と学修への意欲を発揚するよう専任教員による指導を行うとともに、履修登録・学修計画等に関する詳細な説明を行っている。また、

LMS や e-mail を利用したフォローを適宜行っており、継続的な指導体制を十分に確保しているといえる。

### **【課題】**

- ・各学部・学科ごとのディプロマ・ポリシーの検証体制を確立することが望まれる。
- ・大学基準協会による令和4年度認証評価において、「大学院においては、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の関連性を詳細に示すなど、内容の一層の充実が望まれる。」「各研究科では学位授与方針に明示した学習成果をそれに対応した測定方法をもって多角的に把握・評価できていないため、改善が求められる。」との改善課題が付された。
- ・アンケートについては単なる集計結果ではなく、アンケート結果の分析を行い、具体的な教育課程の見直しへ活用する取り組みをさらに進めていく必要がある。

【評価チャート4】



- ①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑧教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科) / 大学院の専門職学位課程)

\*実施13部局の平均

## 基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】（前年2.8）

### 【状況・概要】

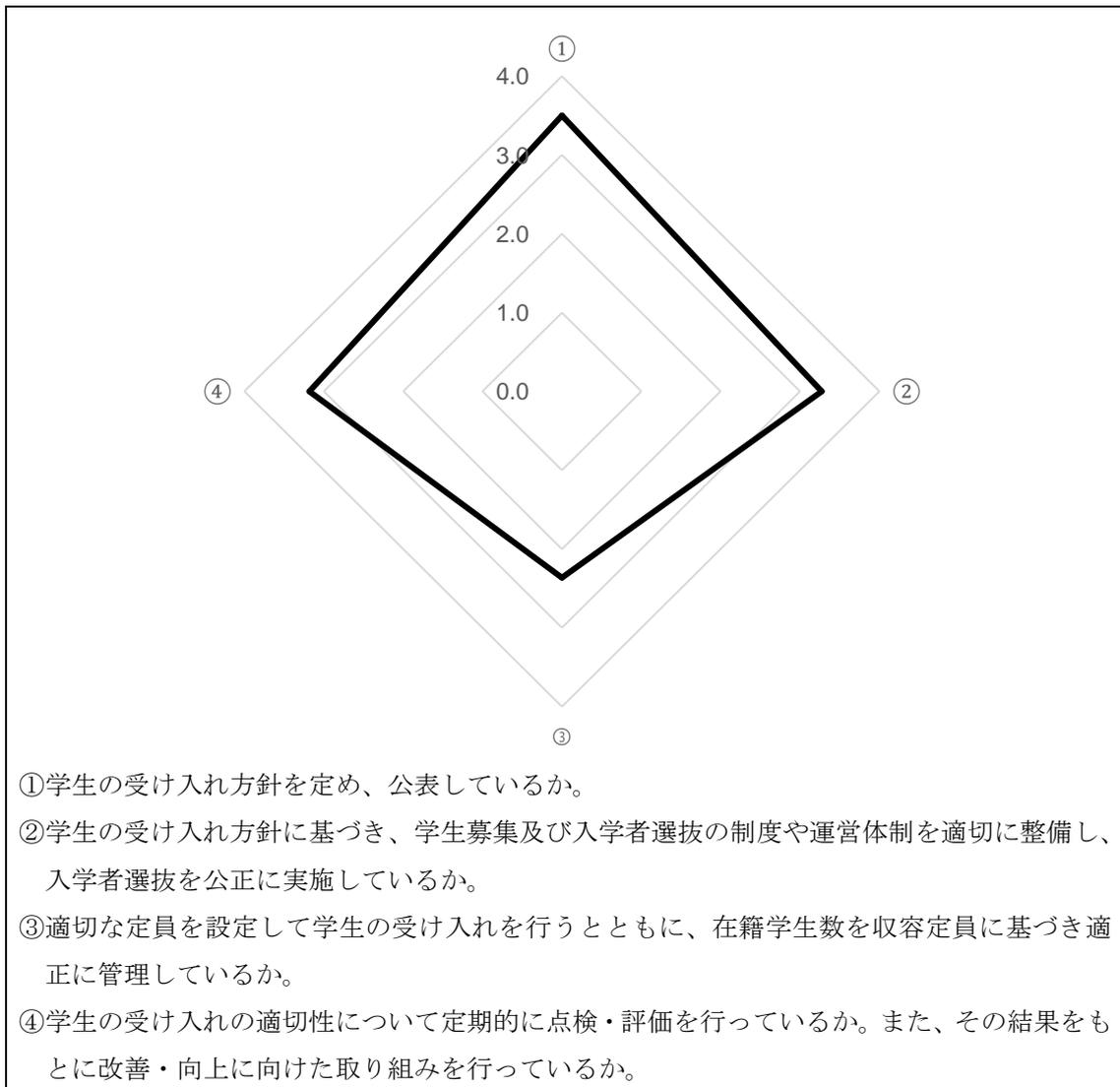
- ・学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、大学全体、学部・学科及び研究科・専攻ごとに定めており、大学ホームページ、大学案内、入試案内等で方針を公表している。
- ・会計専門職研究科では、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念および目的に照らし、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、「パンフレット」「学生便覧」「本学会計専門職研究科アカウンティング専攻学生募集要項」及び大学院ホームページにおいて公表している。
- ・入学希望者の能力を多面的・総合的に評価できるよう、選抜方式ごとに多様な試験科目を設定している。各学部・研究科では学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。

社会福祉学部では、アドミッション・ポリシーに基づいて、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用型選抜、特別選抜（社会人、外国人留学生、編入学・転入学等）を実施している。入試問題点作成、試験監督、採点、合格者の決定などの業務を公正に行い、適正に入学者選抜を行なっている。
- ・各学部学科において、学部横断プログラムやカリキュラム・専攻やコースの見直しなどを図り、また多様な入学者選抜の実施を行い、定員確保を目指している。しかし、学科によっては定員割れ状況、特に第二部社会福祉学科の入学者数、在学生比率が改善できていない。
- ・入試委員会を中心に学生の受け入れの適切性は常に議論され点検・評価され、各学部・学科において常に改善に向かって進められている。
- ・大学院においては、各研究科委員会において、入学試験の結果をもとに検証を行っており、方針に基づいた適切な選抜方法によって学生を受け入れているかについて確認している。
- ・国際文化研究科委員会においては、入学試験の結果をもとに検証を行っており、方針に基づいた適切な選抜方法によって学生を受け入れているかについて確認している。
- ・国際文化研究科委員会で検討した結果、修士課程では、2022（令和4）年度入学試験においても推薦入試を実施することとした。今後は、「内部質保証推進委員会」と連携を図りながら改善・向上に向けて取り組むことを期待する。

### 【課題】

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率が低いという問題がある。
- ・ 大学院の定員管理を徹底するよう、学部との連携、社会人（地域社会）との連携強化策が求められている。

### 評価チャート5】



\*実施 11 部局の平均

## 基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）：A（3.1）】（前年 3.1）

### 【状況・概要】

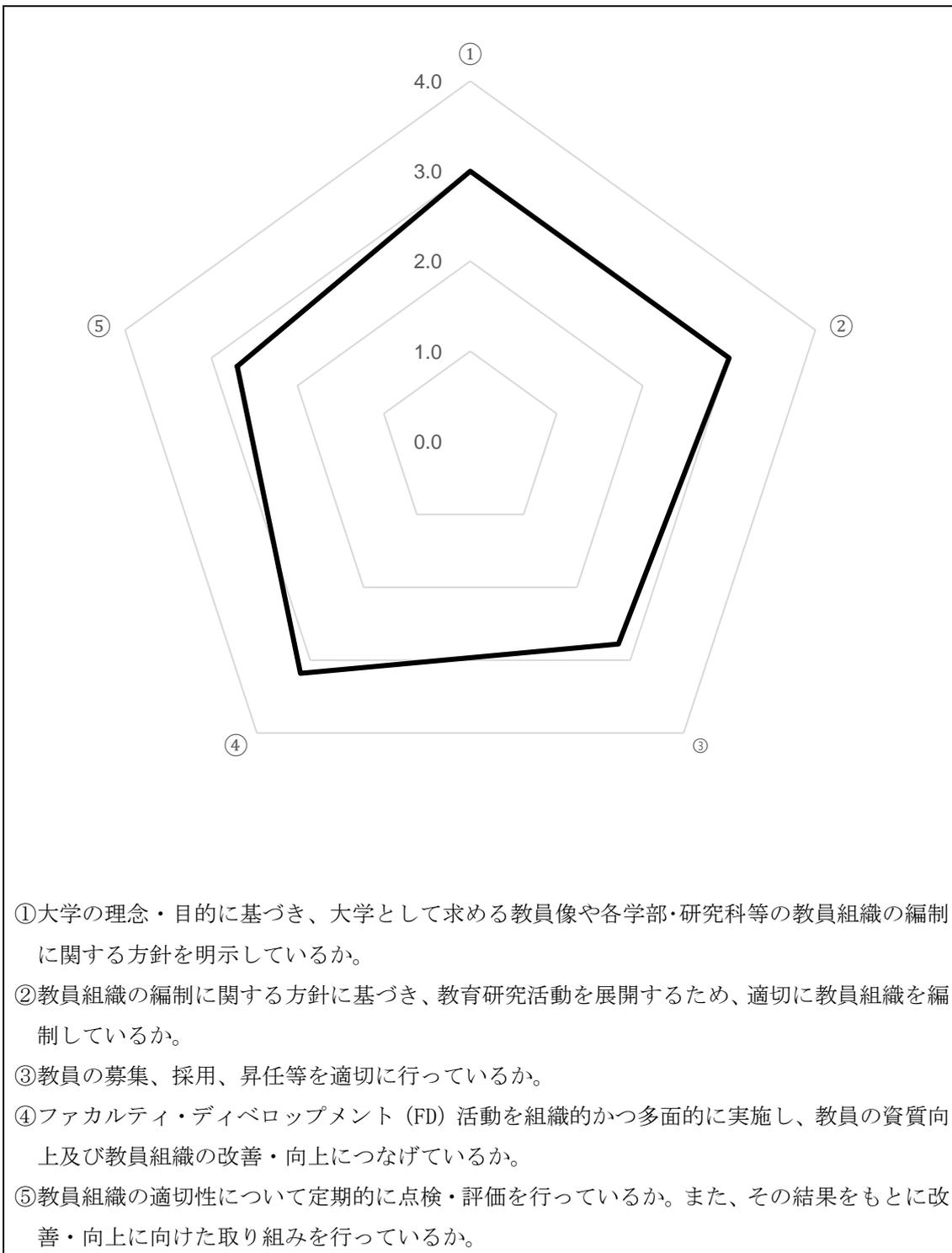
- ・大学の目的及び使命に基づき、大学として「求める教員像」「教員組織の編成に関する方針」を定め、大学ホームページで公表している。また、教授・准教授・講師・助教ごとに求める能力・資質、研究業績、教育上の識見について「組織運営規程」と各学位課程の教員資格審査基準で明確にしている。
- ・学部は自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組んでいる。
- ・外国語学部の英語の専任教員については、令和6年度のカリキュラム改編と合わせ、必要な人材の明確化を進め改善を実現する。
- ・学士課程、修士課程、専門職学位課程において、「教員組織の編成に関する方針」に基づき、大学大学院及び専門職大学院設置基準で求められている専任教員数等を満たす教員組織を専門分野等にも配慮しながら適切に編成している。
- ・「FD委員会」において全学及び学部・研究科単位のFD活動を実施し、教員の一定の参加を確保している。全学のFDでは、「FD委員会」の下部組織として「FD企画運営委員会」や「授業評価制度委員会」を設け、大学全体のFD活動を推進する体制を整備している。
- ・大学として求める教員像や学部の教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成している。ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。
- ・教員の募集・選考・採用の手続は、「熊本学園大学教授会規程」や各学部の教授会規程細則、「熊本学園大学教員採用手続きに関する内規」に明示しており、専門職大学院では「専門職大学院会計専門職研究科委員会規程」や「熊本学園大学専門職大学院教員選考に関する内規」に基づき、採用・昇任を行っている。資格決定と昇任については「教員資格審査基準」「大学院担当教員資格審査規程」「専門職大学院教員資格審査基準」によって審査を行っている。
- ・教員の募集、採用に関しては、学部のカリキュラム編成時に、組織のバランスを考慮して行っている。昇格は、基本的に各教員の判断にゆだねているが、組織のバランスを考慮して学部長が各教員に依頼を行っている。

- ・教員組織の適切性の点検・評価は、教員組織を所管する教務課が「『教員組織』編成表」を作成し、大学設置基準に定められた必要専任教員数等の確認をもとに、教育課程を遂行するために必要な教員を適切に配置しているかについて、各学部長及び各研究科長とともに定期的に確認することで実施している。また、学部内では定期的に「FD研究会」を実施しており、わかりやすい授業のあり方等を議論し、授業改善に反映する取り組みを行っている。

#### **【課題】**

- ・各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を策定し、それに基づいた編成を行う必要がある。
- ・求める教員像及び採用計画時の請願内容の条件に合致した採用を履行する。教授数及び大学院担当者確保の観点から、研究計画書を活用した研究活動の自律的促進をはじめとする研究体制の向上を図り、適切な昇任申請につなげる。

【評価チャート6】



\*実施 12 部局の平均

## 基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】（前年3.2）

### 【状況・概要】

- ・「学生支援に関する大学としての方針」を定め、修学支援の方針、生活支援の方針、進路支援の方針の3つの項目について具体的な支援のあり方を明示している。
- ・学部は自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行っている。
- ・本学で取得できる免許・資格を希望する学生の支援を行っている。
- ・学生課では、学生支援に関する方針に沿って、奨学金等による経済的支援、正課外活動（部活動等）を充実させるための支援、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施に向け、取り組みを行っている。
- ・インクルーシブ学生支援センター内の3部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）による生活支援体制を整備している。なんでも相談室では、学生のあらゆる相談に応じ、関係部署と連携し問題解決に努めている。しょうがい学生支援室では、しょうがい等のある学生が、学生生活を送る上での相談に応じ、対応している。保健室では、学生の心身の健康と維持促進をはかるため健康相談や専門的支援を行っている。
- ・大学としての方針は大学ホームページに明示し、初年次からのキャリア・就職支援に取り組み、また就職支援についても就職委員会を経てPDCAサイクルはできている。
- ・「学生支援に関する大学としての方針」の中で、「2 生活支援の方針 ②学生が快適かつ安全な学生生活を送れるよう、学生一人ひとりの人権を尊重し、ハラスメントの防止及び対策を徹底するとともに啓蒙活動に努める。」を掲げている。また、「学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」に基づき、「学校法人熊本学園ハラスメント防止ガイドライン」を整備し大学ホームページに掲載している。相談体制では、大学のなんでも相談室のほか、教職員の相談員窓口20名体制で相談に応じ、面談だけでなく、手紙・電話・電子メール等でも受け付けている。
- ・「学生支援に関する大学としての方針」として修学支援、生活支援、進路支援の3つの方針を掲げ、きめ細やかな学生支援を行い、安定した学生生活の実現に努めている。3つの方針については、大学ホームページにて公表している。また、学生生活を送る上で必要な情報を掲載した冊子「学生生活ハンドブック」にも令和5年度版から掲載している。
- ・「差別と人権に関する委員会」および大学に「差別と人権に関する専門委員会」を設置し、ハラスメント等の防止および対策を徹底するとともに啓蒙活動に努めている。「ハ

ラスメント防止リーフレット」(大学ホームページに掲載および学生にチラシ配付)および学生配付用のダイアリーに、ハラスメントの相談に関する体制の整備等について詳細に記載している。

- ・学生の学習支援として、教育センターを設置し、高等学校等から大学へのスムーズな移行を図るための学習支援、基礎学力の養成等、学生の能力に応じた学びの支援を行っている。また成績不振学生を把握して全学的に指導に取り組んでいる。
- ・「高等教育の修学支援制度(日本学生支援機構給付奨学金)」を積極的に周知し、奨学金を希望する在学生・新入生に対しては、定期的に説明会を開催し、状況に応じた情報提供を行っている。
- ・しょうがい学生支援室では、授業を受ける上であるいは学生生活において、しょうがいなどを理由に支援や配慮が必要な学生に対して相談に応じ、必要にあわせた修学支援を行っている。
- ・各種ハラスメントの防止については、規程の整備や委員会の設置に加え、「ハラスメント防止ガイドライン」の策定や、『ハラスメント防止リーフレット』の作成と大学ホームページへの掲載による周知等、体制を整備して適切に取り組んでいる。
- ・「内部質保証のための全学的な方針」及び「自己点検・評価規程」のもと、学生支援に関連する各部署が「自己点検・評価実施報告書」を作成し、「自己点検・評価委員会」に提出している。それをもとに「自己点検・評価委員会」が『自己点検・評価報告書』を作成して「内部質保証推進委員会」に報告し、「内部質保証推進委員会」が検証したうえで改善・向上に向けた指示を行っている。
- ・2020(令和2)年度より開始された国の「高等教育の修学支援制度(日本学生支援機構給付奨学金)」を積極的に周知し、奨学金を希望する在学生・新入生に対しては、定期的に説明会を開催し、状況に応じた情報提供を行っている。これにより、多くの学生の申請・採用に繋げることができ、学生の経済的な負担軽減となっている。「高等教育の修学支援制度」の対象にならない学生に対しても、「日本学生支援機構貸与奨学金」や「大学独自の奨学金」等を案内することで、学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援を行っている。周知方法としては、毎年度、新入生には入学式後の全体会で、保護者には保護者懇談会等、機会あるごとに「学生生活ハンドブック」を用い、説明の場を設けている。また、個別に経済的支援等を求め相談に来る学生に対しても学生に寄り添い、今何を求めているかを把握し、状況に応じた情報提供を行い、対応している。学生寮についても、学修環境の充実を図るため、環境整備に努めている。
- ・近年は経年劣化による備品等の破損、不具合が生じることも多いが、快適な生活を送ってもらえるよう、管財課とも連携しながら迅速に対応している。
- ・2022(令和4)年度は多くの行事がコロナ禍以前と同様に実施できるようになった。しかし、2年間途絶えていた学生イベントを実施するには学生側にノウハウが残っておらず運営を不安視する声が多かった。そこで学生課職員と運営担当学生との定期的なミーティングを開催し、コミュニケーションを頻繁かつ密に取り、情報を共有することで不

安を取り除き、学生の主体的活動のサポートを行った。また、2月、3月にはサークル活動の促進やリーダーシップ育成を目的にした研修会を開催し、合計で116名の学生が参加した。

- ・課外活動で顕著な実績を収めた個人・団体には、その活動をより一層奨励することを目的とし、丸山賞を設け表彰している。2022（令和4）年度はスポーツ活動で5名、ボランティア活動で1名の計6名を表彰した。また、体育系サークルの支援においては、スポーツ競技実績により奨励金を支給する「スポーツ奨励金制度」を設け学生の優れたスポーツの才能を育成し、その競技力の向上と学業の両立を促している。2022（令和4）年度は、7団体、17個人に奨励金を授与した。この他にもInstagram「KUMAGAKU スポーツ」の運営や、YouTubeでの動画配信を通じ、学生の正課外活動を充実させるための支援を行っている。
- ・年に1・2回、または必要に応じて学生が大学側と意見交換等ができる委員会や懇談会等を目的ごとに設け、要望が出れば、関係部署と調整し、対応を検討する体制をとっている。2022（令和4）年度は「熊本学園大学体育施設管理運営委員会」において要望のあった、体育館内ダンス場のBluetooth対応、テニスコートの改修工事を行った。
- ・しょうがい学生支援室では、授業を受ける上であるいは学生生活において、しょうがいなどを理由に支援や配慮が必要な学生に対して相談に応じ、必要にあわせた修学支援を行っている。しょうがいや病気などによって修学上配慮が必要な学生から申し出があった場合、インクルーシブ学生支援センターが、授業や定期試験を受ける上での具体的な合理的配慮の内容（提出物や試験時間の延長、別室受験、座席の配慮、教材や答案用紙の拡大、薬品の持ち込み等）について提供し、配慮依頼文書を作成して授業担当教員へ配付している。
- ・授業支援としては、しょうがい学生サポーターによる授業時間の代筆や点訳、パソコンテイクなどの情報支援や動作補助、支援機器（デジタルワイヤレス補聴システム、拡大読書器等）の貸し出し等を行っている。この学生サポーターは、しょうがい学生支援室で養成し、支援スキルなどを学んだ上でしょうがい学生の支援を行い、支援活動には大学から謝礼を支給している。入学希望の問い合わせやオープンキャンパス参加者に対しては、入試課と連携のもと、入学試験時における必要な配慮や本学の支援体制について説明を行っている。そして、入学決定者に対しては、入学前面談を実施している。
- ・その他、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（厚生労働省）」を活用し当該学生が在住する行政機関への支援の働き掛けおよび申請を行った。「障がい学生支援連絡協議会（大学コンソーシアム熊本地域創造部会）」や毎月実施される「Sun-kuma 会議（県内4大学の会議）」への参加を通じて、大学間のネットワークを形成し幅広い情報収集により、修学支援体制の質の向上を図っている。
- ・なんでも相談室では、臨床心理士、社会福祉士、および司法書士等の専門的知識を有する職員が相談支援にあたっている。令和4年7月1日付人事異動にて「インクルーシブ学生支援センター事務室（なんでも相談室担当）」として相談業務に専念できる体制を

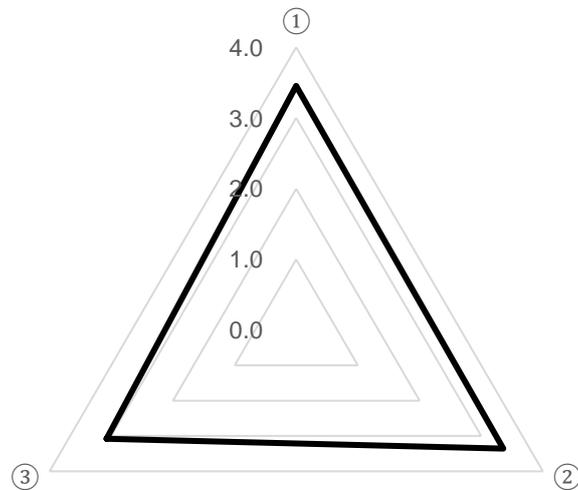
整備した。加えて、社会福祉士については従来の非常勤契約から委嘱契約を結ぶことにより、相談時間と相談の継続性を確保することによる相談体制を強化することができた。

- ・保健室では、保健師と看護師が常駐することにより、日常的な応急処置への対応から学生の健康相談まで総合的に指導助言を行っている。定期健康診断の義務化により、学生全員の保健管理を徹底している。有所見者に対しては、事後措置等健康の保持増進についての必要な指導を行っている。
- ・学生が継続的に相談を受けられる体制として、①新入生を対象に、しょうがいや既往症の有無による健康面談の実施（状況に応じて、しょうがい学生支援室やなんでも相談室へ繋いでいる）②生活における心身の安定のための余暇活動の必要性を知ることを目的とした健康教室の実施。③飲酒に関する教育及び啓発としてアルコールパッチ検査の実施等の取組みを行っている。新型コロナウイルス感染症への対応としては、「新型コロナウイルス感染症対応専用室」を設置し、学内感染防止対策を行った。また、実習や課外活動を行う学生にPCR検査を実施する等、検査体制の充実を図った。コロナ禍において大半の授業が対面授業から遠隔授業へ変更されたことにより、学生の窓口対応や救急措置の件数が減少した一方で、メンタルの不調等による電話相談が急増しており、なんでも相談室と連携し対応している。

## 【課題】

- ・「差別と人権に関する専門委員会」において、人権にかかわる諸問題について理解を深めるため、学生および教職員を対象に「差別と人権に関する講演会」を年2回開催しているが、開催時間帯の関係上、どうしても教職員が参加できない場合が多いので、講演を動画収録したものを後日視聴してもらう等の方法も検討する必要がある。
- ・ハラスメント相談員への相談件数は年々増加し、また申立ての内容も深刻になってきていることから、委員のみで行っている調整・調停・調査に関する業務が非常に多くなり負担となっている。委員数を増やしたり外部委託を取り入れたりすることも検討の余地があるが、守秘義務等の問題もあるため慎重に進める必要がある。
- ・いずれの養成課程においても、慣例で行われているものであり、明確に実施時期及び指導基準が設けられていないため、これらの策定を行う必要がある。また、「定期的な点検・評価」としては実施できていないため、取組みについて検討する必要がある。
- ・しょうがいのある学生の急増およびしょうがいの種別の多様化により、修学支援を行うための知見や経験を有する人材の確保や施設・設備の整備が課題である。また、運営委員のしょうがい学生支援に関する知識が必要である。

### 【評価チャート7】



- ①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

\*実施 14 部局の平均

## 基準 8 教育研究等環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に  
行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って  
学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

【評定（評点）：A（3.1）】（前年 3.2）

### 【状況・概要】

- ・大学の目的及び使命、各学部・研究科の目的等を踏まえて、「施設・設備等整備」「研究活動支援」「図書館整備」「情報環境整備」に関する方針を定め、大学ホームページに掲載し、教職員・学生による方針の共有と社会への公表を図っている。
- ・校地面積及び校舎面積は、いずれも大学設置基準上必要な面積を満たしており、運動場等の教育研究活動に必要な施設・設備を整えている。施設、設備等の安全及び衛生については、守衛の配置による警備業務、防犯カメラの設置と稼働、専門業者による日常清掃、空調設備の定期点検等の実施によって確保するとともに、「施設改修計画」により設備等の改修・更新工事を実施している。
- ・法令上、必要な校地・校地面積を有し教育研究等環境に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設・設備を適切に整備している。
- ・「施設・設備等整備」については、施設・設備等の維持管理、安心・安全・快適なキャンパスの維持、キャンパスのバリアフリー化に向けた環境整備の実施を方針として掲げている。「研究活動支援」については、研究活動の高度化の推進、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援とともにコンプライアンス教育や研究倫理教育の実施による研究倫理の遵守を定めている。「図書館整備」では、学術・教育・学習支援の観点から、情報環境整備として ICT の活用と情報セキュリティに配慮したネットワーク環境の整備について明示している。
- ・障がいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるように、学生からの意見も聞いたうえで、学内のバリアフリー化、車いす対応等の環境整備を行い、大学ホームページにキャンパスバリアフリーマップを掲載して快適な学習環境の整備に努めている。
- ・図書館は学生及び教職員の学術研究や教育・学習の支援に必要な図書、学術雑誌、電子情報、資料等を整備している。各種データベース、電子ジャーナル、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ、図書館相互貸借サービス等へ図書館のホームページからアクセスできるようにしている。
- ・外国語学部では教育研究活動に関する環境や条件を整備するための大学の方針に従い、教授会等において学部に必要な施設及び設備についての点検と提言を行なっている。
- ・研究倫理を遵守するため、「熊本学園大学研究倫理綱領」を定め、学術研究の適正かつ公正な実施に努めている。研究活動の不正防止については、「熊本学園大学における研究上の不正行為の防止に関する規則」を定め、不正行為が生じた場合の対応等を取り決

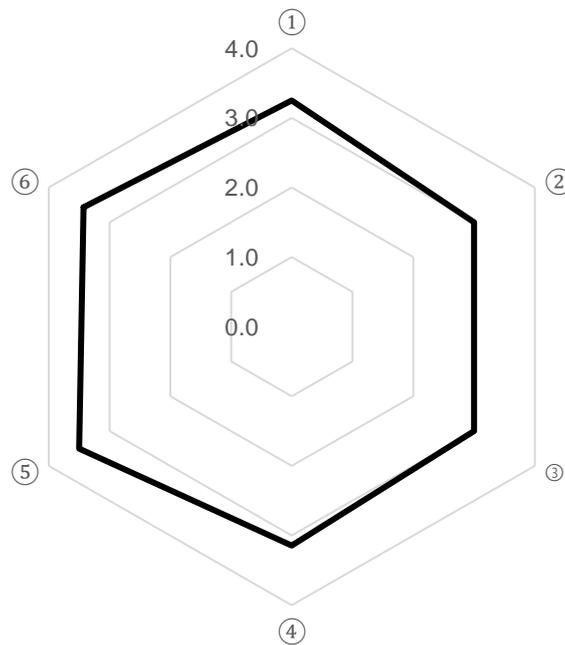
めるとともに、冊子『公的研究費等不正防止のために』を全教員に配付し、意識の向上を図っている。

- ・教育研究等環境の適切性の点検・評価について、関連部局で毎年度自己点検・評価を行い、その結果をとりまとめ、「内部質保証推進委員会」に報告している。「内部質保証推進委員会」では、必要に応じて部局に改善を指示し、これを受けて部局で改善に取り組み、その結果を「内部質保証推進委員会」に報告している。

#### **【課題】**

- ・学生が図書館をもっと気軽に利用できるような環境や雰囲気をつくるべきだと考える。他大学の図書館にもそれぞれの良さがあるように、クマガクの教育リソースとしての特色を出すという意味で、よりアクティブな図書館を目指しても良いと思う。
- ・学生の講義などが行われる施設設備を優先的に整備・更新しており、研究棟並びに本館事務棟の空調更新工事の着手を後回しにしている。
- ・ITリテラシー支援に必要なアシスタント、コンシェルジュの募集採用が低迷している。

【評価チャート8】



- ①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- ⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

\*実施 11 部局の平均

## 基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

【評定（評点）：A（3.4）】（前年3.5）

### 【状況・概要】

- ・大学の目的及び使命を踏まえ、「社会連携・社会貢献に関する方針」として「本学の教育・研究資源を活用し、地域との交流・連携事業を企画・運営することにより、地域社会のニーズにあった社会貢献の推進に積極的に取り組む」「グローバル人材を育成し、地域の国際化及び多文化共生社会実現へ貢献する」等を定め、大学ホームページで公表している。
- ・外国語学部は大学の方針に基づき、独自の社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元している。
- ・社会福祉学部では社会連携・社会貢献の明確な方針は示していないものの、社会連携・社会貢献に積極的に取り組んでいる。
- ・経済学研究科では、社会人を受け入れ、高度専門人材を一定数輩出してきた実績はあるが、自治体や企業等との共同研究といった形での研究科独自の社会連携・社会貢献については、確たる方針を立てることができていない。教育研究成果の社会への還元も、人材の輩出以外に、共同研究や研究成果の公表といった形では、できていない状況である。経済学部の教員が研究科の担当を兼ねる形で、研究科独自の社会連携・社会貢献の可能性について考える必要がある。
- ・附属研究所では、「社会連携・社会貢献に関する方針」に則って、市民に公開した研究会や講座を催している。また、地域の研究所・シンクタンクと連携協定を結んで共同研究を実施し、学会報告や論文として研究成果を発表している。
- ・経済学部では、多数の自治体や企業・団体、他大学と包括連携協定を結ぶなど、学外組織と幅広く連携している。
- ・水俣学研究センターでは、水俣学の理念に、「被害現地に根ざした研究体制を構築し、現地に学び、現地にかえすこと」と示している。
- ・外国語学部では、国際交流基金、熊本市国際交流振興事業団、JICA、コムスタカ等、熊本県内外の国際交流団体と連携し、学部の海外研修、演習・実習科目、課外活動等を行ない、教育研究活動を推進しているほか、地域交流、国際交流事業に積極的に参加している。具体的には、国際交流基金のパートナー制度では英米学科卒業生が複数採用され海外の教育機関で日本語教育に従事しているほか、熊本市国際交流会館で行われている地域日本語教室「くらしのほんごくらぶ」には毎年多くの本学部の学生が登録し、ボランティア活動を行なっている。また、外国人技能実習生や地域の高校の留学生への支援活動なども本学部学生が中心となって行っている。

- ・社会福祉学部では、多くの社会連携・社会貢献を行なっている。第一部社会福祉学科では、主に初年次の学生を対象とした「社会福祉入門」の授業において、熊本県美里町や熊本市中央区の子飼商店街でのフィールドワークを取り入れている。子飼商店街の定期市（「百円笑店街」）のイベントに学生が協力することによって地域活性化に寄与している。福祉環境学科では、毎年、水俣市において水俣病の歴史と現状を学ぶフィールドワークを実施し、水俣病の患者や支援者等との幅広い連携による教育を行なっている。子ども家庭福祉学科では、「保育表現研究」の授業の一環として、独自イベント「げんきっずフェスティバル」を開催している。子ども達との関わり方を研究する中で、人形劇やあそびの空間、親子体操などを含む催しとして企画し、地域の子供達や子育て家庭などを招いて学びの成果を披露している。地域の幼稚園・保育所などにも参加を呼びかけ、例年1,000名程度の参加を得ている。ライフ・ウェルネス学科では、キッズスポーツ指導法実習で学んだ学生らが、実際に地域のキッズスクールで指導するなど地域との連携を図っている。2022（令和4）年度的一般社団法人大学コンソーシアム熊本の地域創造部会が主催する「第2回地域課題解決のための政策アイデアコンテスト」において第一部社会福祉学科のゼミがプレゼンを行った。さらに、災害復旧及び復興支援については、熊本県人吉・球磨地方が甚大な被害を受けた令和2年7月豪雨災害では多くの学生ボランティアが生活再建の支援に当たった。
- ・「外国人留学生弁論大会」を3年ぶりに対面形式で開催し、社会連携・貢献に掲げる行事を実施することができた。
- ・付属研究所では、市民に公開した研究会や講座を開催している。  
産業経営研究所は、2回の研究会、講座(次代舎)全14回また、地域の研究所・シンクタンクと連携協定を結んで共同研究を実施し、学会報告や論文として研究成果を発表している。海外事情研究所では、熊本学園創立80周年記念シンポジウム及び2回の研究会を実施、社会福祉研究所では、地域の福祉への学術的示唆、社会福祉施設や社会福祉の現場で働く人々のニーズに合った研究会を開催する等、その知見を社会に還元している(4回の研究会の延べ参加者数は177名)。水俣学研究センターでは、毎年、水俣病事件研究集会を開催し、研究成果を発表するとともに、水俣市民、他の研究者等に発表の場を提供している。
- ・地域経済発展のための経営者を育成するための「肥後創成塾」、地域の産業経営の発展に資することを目的として設置した、熊本県からの受託事業の「熊本イノベーションスクール次代舎」などを開催している。
- ・地域交流、国際交流事業については、大学コンソーシアム熊本の活動を通じた地域との交流を図ってきた。地域の国際化への貢献として外国人留学生の弁論大会、小学校・中学校への外国人留学生の派遣等を行っている。
- ・学部等から提出された『自己点検・評価報告書』について「地域連携センター運営委員会」で社会連携・社会貢献の適切性についてまとめ、「内部質保証推進委員会」に報告し、必要があれば「内部質保証推進委員会」が改善を指示する。自治体や地域社会との

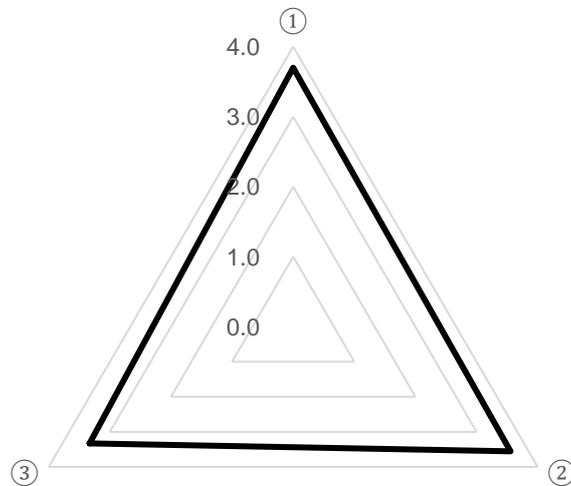
連携事業、講座開講や新規事業への対応等については「地域連携センター運営委員会」で協議を行い、活動に反映している。国際交流については、年2回開催する「国際化推進会議」において「熊本学園大学国際化ビジョン」実現のためのプロジェクトの実施状況及び目標達成の進捗状況の把握、確認を行っている。「国際交流委員会」及び国際教育課では国際交流プログラムにおける地域連携・社会貢献活動の充実について毎年度検討し、改善を行っている。

- ・学部は大学の方針に基づき、独自の社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元している。
- ・自治体や地域社会との連携事業、講座開講や新規事業への対応等については、「地域連携センター運営委員会」で協議を行い、活動に反映している。
- ・国際交流については、年2回開催する「国際化推進会議」において「熊本学園大学国際化ビジョン」実現のためのプロジェクトの実施状況及び目標達成の進捗状況の把握、確認を行っている。「国際交流委員会」及び国際教育課では国際交流プログラムにおける地域連携・社会貢献活動の充実について毎年度検討し、改善を行っている。
- ・社会連携・社会貢献の適切性について、大学では公開講座のアンケート、地域における教育活動への学生による授業評価アンケート等、それぞれの取組み別に点検・評価を行い、その結果をもとに担当教員、各学科が改善・向上に向けた取り組みを行っている。

#### **【課題】**

- ・研究科委員会やFD研修会で、研究科における社会連携・社会貢献について検討する機会を作ることから始める必要がある。
- ・大学発ベンチャーの創出、クラウドファンディングの開設、連携機関の拡大などが求められる。

### 【評価チャート9】



- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

\*実施12部局の平均

## 基準 10 大学運営・財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.0）】（前年 2.7）

### 10（1）大学運営【評定（評点）：A（3.2）】（前年 2.9）

#### 【状況・概要】

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示している。
- ・第2次中期経営計画において将来像を策定し、その将来像を達成するために、「行動指針」として教職員等が経営や業務遂行にあたり取るべき姿勢を示すとともに、各設置学校共通の戦略・戦略目標を定めた「中期計画」を明示している。
- ・大学運営に関して、学長の選任については「学長選任規程」に定めており、その権限は学則及び組織運営規程に規定している。学長同様に副学長、学部長及び研究科長についても選出に関する規程を定めている。また、教授会の役割については、学則及び「教授会規程」に規定している。
- ・学長をはじめとする教育研究に係る役職及び教員の各職位の職務を「学校法人熊本学園組織運営規程」に明示している。また、学長は各学部の教授会及び大学院各研究科委員会の審議事項を意見として聴き、教育研究に関する重要事項の決定をすることにより適切に大学運営を行っている。
- ・予算は、常任理事会で確認した方針に基づき編成され、執行に際しては関係規程に基づき処理されるので、予算執行プロセスの明確性及び透明性を担保している。
- ・予算編成は、中期経営計画に基づき、収支見通し、施設設備計画、ICT計画、入試状況などを踏まえ、常任理事会で基本方針を策定し、その基本方針に基づき予算大綱を定める。その後、予算単位の長に対して、基本方針、予算大綱の説明を行い学内に周知している。予算単位ごとに基本方針に基づいて予算原案を作成し、経理課へ提出する。予算は、常任理事会メンバーでヒアリングを実施し、必要性、重要性などを検証し、常任理事会で審議し、評議員会の意見を聞き、理事会で決定している。決定した予算は予算管理システムに反映することにより周知している。予算執行は、経理規程に基づいて執行されている。予算執行はシステム化しており、予算残高のチェックができる。予算単位の長は執行状況の把握ができるので、予算と実績の比較検討を行い、予算範囲内で最も経済的かつ効率的な執行となっているか確認している。

- ・予算管理システムを導入しているため、各予算単位は残高等の確認ができる。そのうえで、執行率等のデータを確認しながら編成している。
- ・法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、事務組織は適切に機能している。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上については、全教職員に対して、2017（平成29）年度からFD・SDに係る企画として各種研究会や講演会を実施している。
- ・大学運営の適切性の点検・評価は、中期経営計画の達成に向けて取り組むべき各施策を大学行動計画として具体化し、「中期経営計画推進管理本部」で大学行動計画の達成状況を評価することを通じて実施している。
- ・第2次中期経営計画（2021～2025年度）では重要目標達成指標（KPI）及び重要業績評価指標（KGI）の数値目標を設け、その実現に向け、2025（令和7）年度までの事業活動収支計算書を作成している。収支計算書は大きな問題はないが、貸借対照表は、特に要積立率が全国平均より低く十分な財務基盤を確立しているとは言い難い。

#### 【課題】

- ・全学的なSD実施体制の構築と方針の策定が求められる。
- ・少子化の中にあっても安定的な学生の確保が重要である。そのためにはカリキュラムを見直し、時代の一步先を見据えた教育体制を構築することが求められる。

### 10（2）大学財務【評定（評点）：B（2.8）】（前年2.5）

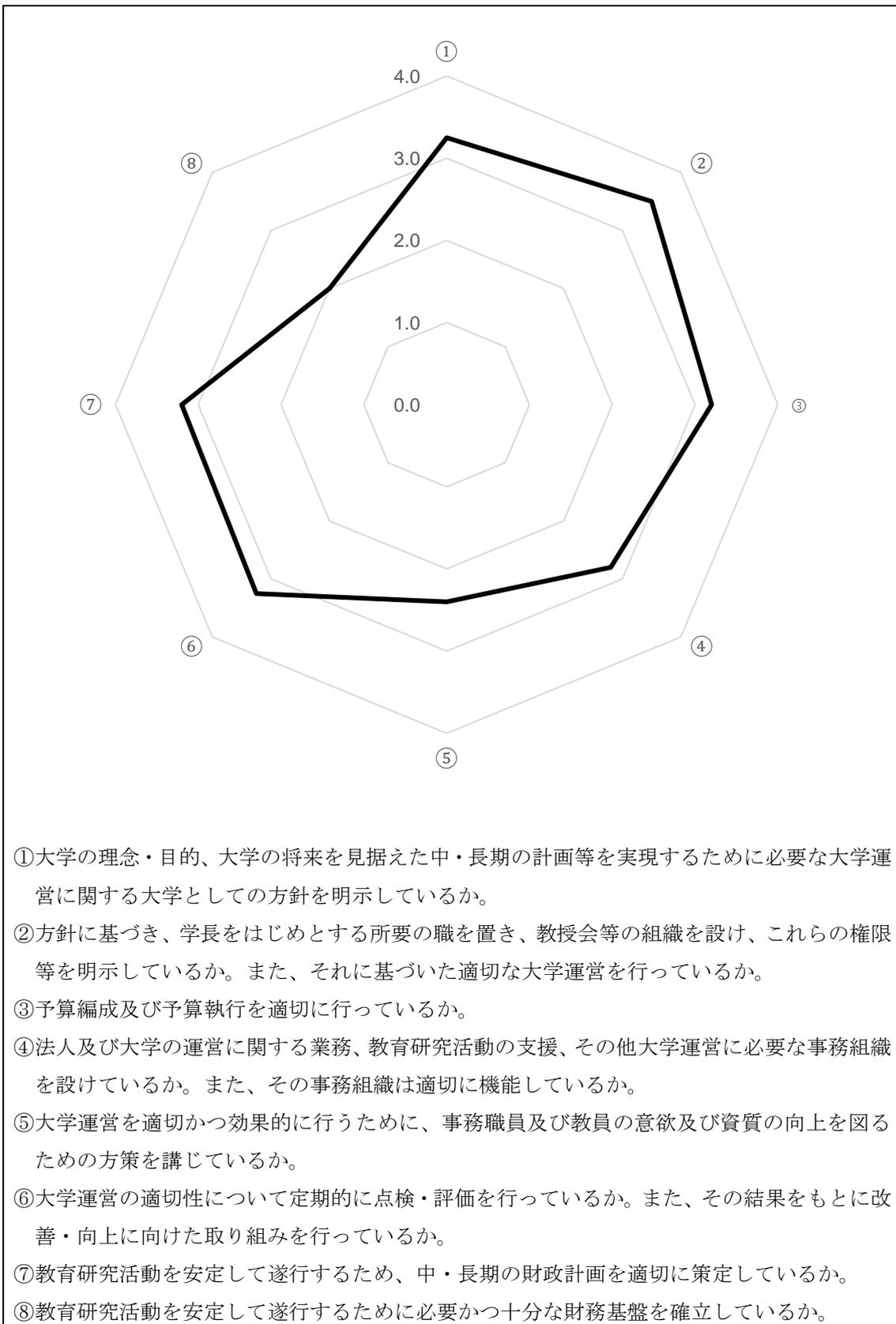
#### 【状況・概要】

- ・現在の第2次中期経営計画（2021～2025年度）を2020（令和2）年度に策定し、この中では、「財務基盤の向上」を掲げ、安定した収入確保と支出削減を実現するため、①教育活動収入の安定的な確保、②収益事業収入の確保と事業拡大の検討、③コスト構造の再構築による支出削減、に取り組み、施設設備計画、借入金計画などをもとに財務のシミュレーションを行い策定している。

#### 【課題】

- ・簡単に改善できる財務比率ではないので、中期経営計画に基づいて改善に取り組みたい。

【評価チャート 10】



- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑦教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ⑧教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

\*実施7部局の平均

自己点検・評価の実施部局は以下であり、点検・評価および報告書は各部局の長の責任のもとで実施する。（熊本学園大学自己点検・評価規程、第7条）

- ・商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部
- ・商学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、社会福祉学研究科、会計専門職研究科
- ・ICT 統括室
- ・企画課、総務課、秘書室、人事課、経理課、管財課
- ・広報室、入試課
- ・教務課、教職・実習課、大学院事務室、情報教育課、国際教育課
- ・学生課、インクルーシブ学生支援センター（事務室）、就職課
- ・学術文化課、図書情報課（図書館）
- ・産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所、水俣学研究センター